

第7章 介護保険

第1節 介護保険制度の概要

「団塊の世代」が75歳以上となる2025年（令和7年）を見据えた本格的な地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉・介護・住まい等の関連施策や地域での支え合い活動等が連携することが重要です。

元気な高齢者が支援や介護が必要な状態にならず、地域で生きがいを持って充実した生活を送るために、地域支援事業により介護予防と日常生活の総合的な支援体制の構築を図ります。

介護や支援が必要になっても、状態に応じ適切な介護保険サービス等を利用することで状態を維持し、生活の質の向上を図ることが出来るようサービスを安定的に提供します。

1 保険者（介護支援課）

市町村が保険者となり、その区域に住所を有する被保険者に対し、保険給付を行います。

2 被保険者（介護支援課）

対象者	65歳以上の方 (第1号被保険者)	40~64歳までの医療保険加入の方 (第2号被保険者)
サービスが利用できる方	原因を問わず介護や日常生活の支援が必要になったとき、流山市の認定をうけ、サービスを利用できます。	加齢と関係がある特定疾病（※）により介護や支援が必要となったとき、流山市の認定をうけ、サービスを利用できます。
保険料と納め方	保険料は、所得によって18段階に分かれます。 年金を年額18万円以上受給されている方（障害、遺族年金も含む）は、年金天引きになります（特別徴収）。 年金が年額18万円未満の方は、介護保険料納付書を送付いたします（普通徴収）。	保険料は、加入している医療保険ごとに算出されます。 加入している医療保険の保険料に上乗せして一括して収めます。（保険料には、被扶養者の方の負担金も含まれます。）

※特定疾病

がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、初老期における認知症、進行性核上性麻痺、大脑皮質基底核変性症及びパーキンソン病、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、多系統委縮症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症。

第2節 被保険者の状況

1 被保険者世帯数 (介護支援課)

第1号被保険者のいる世帯数

単位：世帯

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度当初	31,503	31,826	32,050
年度内取得	1,446	1,420	1,495
年度内喪失	1,123	1,196	1,255
年度末	31,826	32,050	32,290

2 被保険者数 (介護支援課)

第1号被保険者数

単位：人

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度当初	46,510	46,761	46,868
年度内取得	2,149	2,091	2,188
年度内喪失	1,898	1,984	2,056
年度末	46,761	46,868	47,000

年齢別等第1号被保険者数（年度末）

単位：人

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
65歳以上 75歳未満	21,960	20,612	19,592
75歳以上	24,801	26,256	27,408
(再掲) 外国人被保険者	132	140	153
(再掲) 住所地特例者	287	287	284
合計	46,761	46,868	47,000

第3節 介護認定の状況

1 介護認定申請区分状況 (介護支援課)

介護保険のサービスを受けるためには、市から認定されることが必要です。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規	2,252	2,188	2,529
区分変更	771	683	838
更新	3,302	3,654	2,920
合計	6,325	6,525	6,287

2 介護認定審査会開催状況及び審査結果件数 (介護支援課)

認定審査会の開催回数と要介護度別の認定審査結果です。認定された要介護度によって受けられるサービスが異なります。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	161	165	166
非該当	28	22	21
要支援 1	877	872	864
要支援 2	513	648	509
要介護 1	1,388	1,440	1,447
要介護 2	1,045	1,185	1,049
要介護 3	918	814	887
要介護 4	834	830	827
要介護 5	722	714	683
合計	6,325	6,525	6,287

3 要介護度別認定者数 (介護支援課)

令和5年度実績

単位：人

区分		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
年度末認定者数		1,359	902	2,281	1,605	1,259	1,112	803	9,321
内訳	第1号被保険者	1,351	888	2,230	1,559	1,231	1,089	775	9,123
	再掲 65～75歳未満	103	73	214	167	123	76	71	827
	75歳以上	1,248	815	2,016	1,392	1,108	1,013	704	8,296
	第2号被保険者	8	14	51	46	28	23	28	198

令和4年度実績

単位：人

区分		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
年度末認定者数		1,280	875	2,169	1,584	1,128	1,056	791	8,883
内訳	第1号被保険者	1,270	866	2,131	1,536	1,106	1,038	763	8,710
	再掲 65～75歳未満	104	78	204	171	113	82	85	837
	75歳以上	1,166	788	1,927	1,365	993	956	678	7,873
	第2号被保険者	10	9	38	48	22	18	28	173

令和3年度実績

単位：人

区分		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
年度末認定者数		1,339	833	2,132	1,462	1,165	1,009	750	8,690
内訳	第1号被保険者	1,328	822	2,095	1,422	1,144	994	718	8,523
	再掲 65～75歳未満	118	82	215	173	135	89	81	893
	75歳以上	1,210	740	1,880	1,249	1,009	905	637	7,630
	第2号被保険者	11	11	37	40	21	15	32	167

第4節 介護保険料の状況

1 流山市の保険料（多段階区分）（介護支援課）

第8期保険料段階設定については、所得区分を細分化することにより、所得に応じた保険料段階の設定を図りました。

第8期（令和3～5年度） 第1号被保険者介護保険料		
区分	説明	保険料（円）
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方、生活保護受給者の方、又は、本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	15,000 (※)
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の方	20,400 (※)
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の方	44,300 (※)
第4段階	世帯内に住民税を課税されている方がおり、本人が住民税非課税で課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	57,900
第5段階	世帯内に住民税を課税されている方がおり、本人が住民税非課税で課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の方	68,200
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の方	78,400
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上160万円未満の方	85,200
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が160万円以上200万円未満の方	88,600
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	102,300
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	109,100
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	115,900
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	122,700
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	129,500
第14段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	136,400
第15段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	143,200
第16段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方	150,000
第17段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	160,200
第18段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上の方	170,500

※低所得者の介護保険料軽減のための費用を投入することにより、第1段階は28,600円から13,600円減額した金額、第2段階は37,500円から17,100円減額した金額、第3段階は47,700円から3,400円減額した金額となっています。

2 介護保険料の賦課状況（令和5年度）（介護支援課）

区分	料率 (円)	被保険者数 (人)	割合 (%)	保険料額 (円)	特別徴収分 (円)	普通徴収分 (円)
第1段階	15,000	6,325	13.5%	96,909,500	78,959,200	17,950,300
第2段階	20,400	2,966	6.3%	61,421,600	57,753,000	3,668,600
第3段階	44,300	2,414	5.1%	109,105,800	105,823,000	3,282,800
第4段階	57,900	6,598	14.0%	375,188,200	333,173,700	42,014,500
第5段階	68,200	6,589	14.0%	453,219,300	447,012,200	6,207,100
第6段階	78,400	6,396	13.6%	498,194,100	461,399,800	36,794,300
第7段階	85,200	3,676	7.8%	315,718,700	297,571,400	18,147,300
第8段階	88,600	2,810	6.0%	249,981,100	235,136,700	14,844,400
第9段階	102,300	4,139	8.8%	417,494,600	377,223,000	40,271,600
第10段階	109,100	2,091	4.4%	222,678,300	197,410,800	25,267,500
第11段階	115,900	962	2.0%	109,429,800	93,382,900	16,046,900
第12段階	122,700	503	1.1%	59,961,900	48,298,300	11,663,600
第13段階	129,500	289	0.6%	36,174,000	26,924,700	9,249,300
第14段階	136,400	174	0.4%	22,653,700	17,320,100	5,333,600
第15段階	143,200	150	0.3%	21,024,200	16,938,300	4,085,900
第16段階	150,000	117	0.2%	16,795,200	11,936,400	4,858,800
第17段階	160,200	335	0.7%	51,754,000	38,096,800	13,657,200
第18段階	170,500	464	1.0%	77,322,100	60,197,300	17,124,800
賦課合計		46,998	100%	3,195,026,100	2,904,557,600	290,468,500

第5節 保険給付の状況

1 介護給付・予防給付 (介護支援課)

令和5年4月～令和6年3月審査集計分

区分	件数	日数(回数)	費用額(円)	給付額(円)
居宅介護(介護予防)サービス	225,485	998,754	8,504,457,044	7,592,002,546
内訳	訪問サービス	78,711	657,396	2,693,316,150
	訪問介護	21,062	528,299	1,667,262,334
	訪問入浴介護	1,219	6,095	87,290,995
	訪問看護	11,302	83,397	474,098,913
	訪問リハビリテーション	3,395	39,605	129,746,378
	居宅療養管理指導	41,733		334,917,530
通所サービス		34,058	280,176	2,521,938,648
内訳	通所介護	24,754	227,655	1,972,080,877
	通所リハビリテーション	9,304	52,521	549,857,771
短期入所サービス		5,173	61,182	624,368,937
内訳	短期入所生活介護	4,892	59,043	594,502,542
	短期入所療養施設 (介護老人保健施設)	281	2,139	29,866,395
福祉用具・住宅改修サービス		43,080		689,959,101
内訳	福祉用具貸与	41,754		591,109,960
	福祉用具購入費	630		24,322,589
	住宅改修費	696		74,526,552
特定施設入居者生活介護		5,266		1,156,587,201
介護予防支援・居宅介護支援		59,197		818,287,007
地域密着型(介護予防)サービス		7,685		1,318,426,457
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		751		133,024,395
地域密着型通所介護		3,832		266,273,832
認知症対応型通所介護		20		1,956,894
小規模多機能型居宅介護		724		163,069,404
認知症対応型共同生活介護		1,409		426,491,252
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		690		237,437,384
複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)		259		90,173,296
				79,203,249

区分	件数	日数(回数)	費用額(円)	給付額(円)
施設介護サービス	12,294		3,909,261,775	3,458,708,240
介護老人福祉施設	9,253		2,825,038,036	2,503,388,371
介護老人保健施設	2,946		1,041,329,774	917,900,652
介護療養型医療施設	0		0	0
介護医療院	95		42,893,965	37,419,217
特定入所者介護（介護予防）サービス	13,489			193,750,682
食費	6,677			81,501,342
内訳				
介護老人福祉施設	3,961			52,709,713
介護老人保健施設	980			14,563,105
介護療養型医療施設	0			0
介護医療院	17			395,905
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	411			5,693,345
短期入所生活介護	1,270			8,079,934
短期入所生活介護 (介護老人保健施設)	38			59,340
居住費（滞在費）	6,812			112,249,340
内訳				
介護老人福祉施設	4,075			84,057,098
介護老人保健施設	951			3,806,164
介護療養型医療施設	0			0
介護医療院	17			3,367
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	411			10,362,108
短期入所生活介護	1,323			13,962,659
短期入所生活介護 (介護老人保健施設)	35			57,944
高額介護サービス	24,137			329,661,059
高額医療合算介護サービス	1,542			52,030,082
支払審査手数料	243,859			12,192,950
合 計	528,491	998,754	13,732,145,276	12,806,555,997

第6節 地域支援事業の実施状況

1 給食サービス (高齢者支援課)

食の調達が困難な65歳以上のひとり暮らしの方又は高齢者のみ世帯に対し、調理した食事を定期的に提供します。

〔利用料金〕 1食あたり 令和4年度～令和5年度498円（週3回以内）

(1) 総合事業対象者で栄養改善が必要な方への給食サービス

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	122	105	62	80
配食数(食)	1,331	1,236	670	780

(2) 総合事業対象者以外で栄養改善が必要な方への給食サービス

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	292	259	355	405
配食数(食)	3,237	3,036	4,090	4,452

(3) 一般高齢者への給食サービス (地域支援事業対象外)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	790	884	834	869
配食数(食)	8,937	10,246	9,754	10,092

2 食の自立支援利用調整事業 (高齢者支援課)

在宅高齢者が健康で自立した生活を送れるよう、食の自立の観点から、心身の状況、環境等を調査分析し、地域の実情に応じ給食サービスのほか、食関連サービスの利用調整を行います。

(1) 栄養改善が必要な方への食のアセスメント (地域支援事業対象者)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
食のアセスメント件数	47	41	55	71

(2) 一般高齢者への食のアセスメント (地域支援事業対象外)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
食のアセスメント件数	90	97	94	113

3 介護予防・日常生活支援総合事業 (介護支援課)

介護保険法の改正により、平成27年4月から、要支援者または、それに準ずる状態と認められる方(事業対象者)が利用できる介護予防訪問介護、介護予防通所介護については、市が行う介護予防・日常生活支援総合事業として、実施しています。

介護予防・日常生活支援サービス事業

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問型サービス利用件数	3,732	3,432	3,173
(うち緩和した基準によるサービス利用件数)	(283)	(255)	(223)
通所型サービス利用件数	6,215	6,564	6,867
介護予防・日常生活支援サービス計画件数	6,253	6,171	6,155
高額事業費(件数)	215	179	
審査支払手数料(件数)	16,193	16,157	16,195

4 介護支援センター事業 (高齢者支援課)

65歳以上の高齢者のうち、要介護・要支援認定を受けていない方を対象に介護支援センター養成講座を実施し、介護保険施設でのセンター活動（見守り、話し相手、レクリエーション補助、配膳等）を通じた心身の健康の保持や増進により、自らの介護予防への取り組みを推進します。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護支援センター養成講座実施数(回)	6	6	(※) 8	6
センター登録数(人)	32	45	40	42

(※生涯大学校での講義2回含む)

5 高齢者介護予防普及啓発事業 (高齢者支援課)

高齢者を対象に、運動機能向上や口腔ケア等並びに認知症及び閉じこもり等の予防啓発パンフレットを配布すること等により、介護予防に関する基本的な知識の普及啓発を行います。

- ・ 市主催の教室 筋力アップ教室 21回（3回7コース） 延べ328人
- ・ ながいき100歳体操自主活動グループへの活動継続支援 70グループ
- ・ ながいき100歳体操動画、YouTubeでの公開
- ・ ながいき100歳体操自主活動グループ及び参加者へのDVD配布
- ・ パンフレット等配布 「あなたは大丈夫？フレイルを知ろう」等
- ・ 介護予防手帳「いきいき元気応援手帳」の配布
- ・ 認知機能の維持・向上を目的とした「しゃきしゃき100歳体操」パンフレット配布、普及啓発
- ・ 口腔機能の維持・向上を目的とした「かみかみ100歳体操」パンフレット配布、普及啓発

6 高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）(高齢者支援課)

流山市では、平成18年4月に、地域包括支援センターを市内4か所に設置し、「高齢者なんでも相談室」という愛称で高齢者の様々な相談に応じてきました。相談室の設置・運営は、医療法人及び社会福祉法人に委託しています。

これまで、高齢者人口の増加に対して、センター職員の増員で対応していましたが、相談内容が複雑・困難化していること、また、センターに求められる役割が多様化していることから、特に高齢者人口が増加している北部圏域について、センターを増設することとし、平成31年4月1日に、流山市北部西高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）を新設しました。

高齢者なんでも相談室では、保健師等、社会福祉士及び主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）が連携して、地域で暮らす高齢の方々を、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支援します。高齢者なんでも相談室は、地域で暮らす高齢者の最も身近な相談窓口であるとともに、地域包括ケアシステム構築に向けて中核的な役割を担っています。

（1）高齢者なんでも相談室の設置

地域包括支援センター一覧

名 称	所 在 地	開設年月
北部高齢者なんでも相談室	江戸川台東2-19	平成18年4月
北部西高齢者なんでも相談室	大字中野久木421 特別養護老人ホーム花のいろ内	平成31年4月
中部高齢者なんでも相談室	下花輪409-6 東葛病院付属診療所内	平成18年4月
東部高齢者なんでも相談室	野々下2-488-5 特別養護老人ホームあざみ苑内	平成18年4月
南部高齢者なんでも相談室	平和台2-1-2 流山市ケアセンター内	平成18年4月

(2) 高齢者なんでも相談室の運営

ア 相談実績

高齢者なんでも相談室相談実績（延）（令和5年度）

区分	北部	北部西	中部	東部	南部	計（件）
相談総数	4,154	4,747	4,060	2,919	4,552	20,432
電話	2,006	2,258	2,422	1,694	2,967	11,347
来所	1,052	1,012	373	524	612	3,573
訪問	1,065	953	1,165	693	931	4,807
その他	31	524	100	8	42	705

イ 地域ケア会議

地域ケア会議の開催数（令和5年度）

区分	主催・共催	開催数（回）
圏域別地域ケア推進会議	北部地域高齢者なんでも相談室	6
	北部西地域高齢者なんでも相談室	7
	中部地域高齢者なんでも相談室	3
	東部地域高齢者なんでも相談室	7
	南部地域高齢者なんでも相談室	6
自立支援型 地域ケア会議	高齢者なんでも相談室と高齢者支援課の共催	5
流山市地域ケア推進会議	高齢者支援課	1

(3) 地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会

地域包括支援センターの運営を地域の関係者全体で協議し、適切、公正かつ中立的な運営を確保しているかどうかの評価をしていく場として、流山市では平成18年度より地域包括支援センター運営協議会が置かれています。

地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会

令和5年度 4回開催

7 在宅医療連携推進事業 (介護支援課)

誰もが、希望すれば住み慣れた地域で最期まで暮らし続けることができるためには、医療と介護が連携し、一体的に支援をすることが不可欠です。そのため、医療と介護の連携に関する課題解決を図ることを目的として、医療と介護に携わる職種が集い、連携推進を図るために「介護と医療をつむぐ会」や、関係職種の代表者による「在宅医療介護連携会議」を開催し、研修や課題の検討を行っています。

市民を対象に、これからの中高齢社会を自分らしく生きることを考えるきっかけづくりとして、講演会や出前講座を開催しました。

また、在宅療養者を支えるための情報連携をより迅速に、円滑に行えるよう I C T を活用した情報共有システムを導入し、活用の促進を図っています。

令和6年3月31日 在宅医療介護連携会議委員23名

区分	令和3年度	令和4年度		令和5年度	
在宅医療介護連携会議	5回開催		5回開催		5回開催
介護と医療をつむぐ会	5回開催	340人	5回開催	259人	5回開催
I C T 情報連携システム新規登録者数		98人		77人	
市民対象講演会(※1)	1回開催(※2)	191人	1回開催	73人	1回開催
出前講座	2回開催	49人	3回開催	68人	4回開催
					108人

(※1) 介護と医療をつむぐ会と合同開催。

(※2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、WE B動画限定配信 (YouTube) にて実施。

8 成年後見利用支援事業 (高齢者支援課)

(1) 申立て

判断能力が不十分な認知症高齢者の福祉の増進を図るために、その家族等の4親等内の親族が不在等のときは、市長が家庭裁判所に後見等の審判請求の申立てを行います。また、成年後見人等への報酬の支払いが困難な場合、報酬費用の一部又は全部を助成します。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申立て件数(件)	5	18	13	15

(2) 成年後見人等報酬助成

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請件数(件)	25	18	18	22
助成額(円)	5,197,000	3,886,000	3,924,347	4,687,392

9 在宅高齢者家族介護慰労金の支給 (介護支援課)

引き続いて1年以上、介護保険の要介護4又は5の認定があり、介護保険サービスを利用していな65歳以上の方と同居して、在宅で介護している市民税非課税世帯の家族に支給します。

〔支給額〕 年額 100,000円

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給者数(人)	2	0	0
総支給額(円)	200,000	0	0

10 在宅高齢者家族介護用品の支給 (介護支援課)

介護保険の要介護3以上の認定があり、65歳以上の方と同居して、在宅で介護している市民税非課税世帯の家族に介護用品が購入できる利用券を支給します。(要介護3の認定の方については、諸要件あり。)

〔支給額〕 上限 年額 75,000円

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給者数(人)	49	48	61
総支給額(円)	2,271,150	2,463,760	3,218,750

11 徘徊高齢者家族支援サービス (介護支援課)

徘徊高齢者と同居して、在宅で介護する家族が事業者の行う徘徊高齢者家族支援サービスを利用した場合、契約時に要する登録料の一部を助成します。

〔助成額〕 上限 7,350円 (徘徊高齢者1人につき1回限り)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数(件)	2	1	0
助成額(円)	12,850	5,500	0

12 認知症高齢者等見守り事業 (介護支援課)

令和5年1月から、認知症等により行方不明となった際の早期発見・保護を図るため、QRコード付きの見守りシールの交付を開始しました。また、見守り事業に登録された方は、個人賠償責任保険にも加入できます。

区分	令和4年度	令和5年度
交付件数(件)	23	55

13 住宅改修支援事業（介護支援課）

居宅介護支援の提供を受けていない要介護者等に係る居宅介護住宅改修費等の支給申請における理由書を介護支援専門員等が作成した場合、その支援を行うことで、住宅改修に係る給付の適正化を図ります。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請件数（件）	112	114	82
総支給額（円）	227,200	228,400	164,600

14 認知症高齢者家族支援事業（介護支援課）

認知症の高齢者を介護する家族に対し、情報提供、共有の場を設け、介護者同士が悩みや思いを打ち明け、共感することで精神的にも健康を保持し、介護負担の軽減を図ります。

また、若年性認知症の当事者家族への支援を検討するため、若年性認知症に関する勉強会等を開催しています。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数（回）	(※1) 3	4	4
延参加人数（人）	13	28	33
若年性認知症に関する 勉強会実施回数（回）	1	1	1
延参加人数（人）	1	1	3

（※1）新型コロナウイルス感染症拡大のため1回中止。